

## 朝日町人事行政の運営等の状況について

「朝日町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和2年度朝日町人事行政の運営等の状況について公表します。なお、一部の項目については、令和3年4月1日現在の状況等を公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用(令和2年度)

一般行政職	調理員	医師	看護師	理学療法士	合計
5	1	1	11	1	19

#### (2) 職員の退職(令和2年度)

定年退職	自己都合等	合計
3	10	13

#### (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	議会	3	3			
	一般行政部門	総務・税務	40	42	2	事務事業の見直し
		民生・衛生	72	71	△1	事務事業の見直し
		農林水産	11	10	△1	事務事業の見直し
		商工	6	7	1	事務事業の見直し
		土木	7	6	△1	事務事業の見直し
	計	139	139	0		
	教育部門	17	18	1		
小 計	156	157				
公営企業等会計部門	病院	169	173	4	専門職員の増	
	国民健康保険	4	4			
	簡易水道	2	2			
	下水道	3	3			
	その他(介護等)	5	6	1	新規事業の増	
小 計	183	188	5			
合 計		339	345	6		
		[ 406 ]	[ 406 ]	[ ]		

(注) 1 職員数は、教育長、臨時又は嘱託職員を除く一般正職員である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

#### (4) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	22人	24人	26人	38人	52人	49人	47人	33人	21人	26人	7人	345人

## (5) 職員数の推移（各年4月1日現在）

(単位：人・%)

部 門	区 分	28年	29年	30年	元年	2年	3年	過去5年間の増加率 (率)
一般行政		155	158	157	148	139	139	△ 16 (▲ 10.3%)
教 育		18	16	16	16	17	18	0 (0.0%)
普通会計		173	174	173	164	156	157	△ 16 (▲ 9.2%)
公営企業等会計		156	162	167	181	183	188	32 (20.5%)
総合計		329	336	340	345	339	345	16 (4.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 2 職員の人事評価の状況

朝日町では能力・実績に基づく人事管理の徹底により、より高い能力を持った公務員の育成を目指すこと、組織全体の士気高揚、公務能力の向上により住民サービス向上の土台をつくることを目的とし、能力評価と業績評価をもって人事評価制度を実施しています。

## 【能力評価】

職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力の評価

## 【業績評価】

職員が職務を遂行するに当たり挙げた業績の評価

評価結果については、昇給への反映及び勤勉手当の成績率等への反映を行っています。

## 3 職員の給与の状況

## (1) 人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R3.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
2年度	11,543	10,112,189	352,354	1,423,435	14.1	14.6

## (2) 職員給与費の状況（令和2年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	156	542,445	60,376	207,541	810,362	5,195

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。（朝日町社会福祉協議会派遣職員1名は含まない）

## (3) 職員の平均年齢、平均給与月額状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.5 歳	299,717 円	349,188 円
技能労務職	50.3 歳	254,166 円	265,973 円

## (4) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	朝 日 町	富 山 県	国	
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	147,900 円	— 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	262,476 円	307,272 円	328,750 円
	高 校 卒	256,400 円	285,500 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	223,900 円	236,466 円	336,000 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
標準的な職務内容	主事	主事	係長 主査 主任	課長代理	課長 主幹	課長	
職員数	13	24	39	6	14	5	101
構成比	12.9%	23.8%	38.6%	5.9%	13.9%	5.0%	100%

- (注) 1 朝日町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

朝 日 町				国			
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分	1.90 月分			2.55 月分	1.90 月分		
(1.45) 月分	(0.90) 月分			(1.45) 月分	(0.90) 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による 加算措置				職制上の段階、職務の級等による 加算措置			
・ 役職加算		5~15%		・ 役職加算		5~20%	
				・ 管理職加算		10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当

朝 日 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	7,042 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

③特殊勤務手当

支給実績（2年度決算）		102 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		3,788 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度決算）		17.7 %		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （2年度決算）	左記職員に対する支給単価
訪問徴収業務等従事職員の特殊勤務手当	職員	訪問徴収業務及び滞納処分業務	39 千円	訪問徴収業務 日額300円 滞納処分業務 日額500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	職員	伝染病防疫作業	0 千円	日額750円
精神衛生業務従事職員の特殊勤務手当	精神衛生業務に従事する職員	精神障害者の診察、鑑定の立会い、保護収容または訪問指導の業務	0 千円	日額500円
行旅病人、行旅死亡人取扱作業従事職員の特殊勤務手当	職員	行旅病人、行旅死亡人の取扱	0 千円	行旅病人 日額750円 行旅死亡人 日額1,000円
自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	自動車運転業務に従事する職員	特殊自動車の運転業務	23 千円	日額400円
用地交渉業務従事職員の特殊勤務手当	町長が定める公署に勤務する職員	用地の取得及び物件の移転のために直接その交渉に従事	0 千円	日額800円
獣類死骸処理業務従事職員の特殊勤務手当	職員	獣類の死骸処理業務	40 千円	日額400円

④時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	30,385 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	199 千円

⑤その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 （2年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （2年度決算）
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 配偶者以外 ①子 10,000円 ②父母等 6,500円 ③満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ	10,405 千円	18,064 円
住居手当	借家等に家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 (2) 家賃27,000円を超える場合 11,000円+(家賃-27,000円)÷2 (最高限度額 28,000円)	同じ	3,868 千円	20,147 円
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり 55,000円 (2) 自動車等使用職員 距離段階区分に応じ2,000円~31,600円	同じ	5,652 千円	4,618 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて定額を支給	同じ	10,212 千円	47,277 円

管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が ①臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 ②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合 6,000円を超えない額を支給	同じ	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 4,400円	同じ	1,117 千円	1,108 円

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分		給料月額等	期末手当
給 料	町 長	810,000 円	(2年度支給割合) 3.35 月分
	副 町 長	670,000 円	
	教 育 長	603,000 円	
報 酬	議 長	354,000 円	
	副 議 長	306,000 円	
	議 員	288,000 円	

#### 4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	8:30 ~ 17:15
休憩時間	12:00 ~ 13:00

(注) 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員（保育所、病院等）は上記以外の勤務時間の割振りによります。

#### 5 職員の休業に関する状況

職員の休暇、休業制度については町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則等や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分	休暇（休業）期間等
年次休暇	20日（1年あたり）
夏季休暇	5日以内（〃）
ボランティア休暇	5日以内（〃）
子の看護休暇	子1人の場合5日、子2人以上の場合10日（〃）
短期介護休暇	要介護者が1人の場合5日、2人以上の場合10日（〃）
病気休暇	90日以内
介護休暇	6月以内
育児休業	子が3歳に達する日までの期間

#### 6 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分等の状況（令和2年度）

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
		2		2

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職質を十分に果たすことができない場合に行われる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況（令和2年度）

戒告	減給	停職	免職	合計
	4			4

（注）懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。また、職員に対して次のような義務、禁止及び制限事項が定められています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条） ・信頼失墜行為の禁止（同上第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条） ・職務に専念する義務（同法第35条） ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条） ・営利企業等の従事制限（同法第38条）

8 職員の退職管理の状況

再就職先の状況

退職年度	退職者数 (課長級以上)	再就職者数	再就職先	
			町（特別職・再任用）	その他
2年度	0	0	0	0

9 職員の研修の状況

令和2年度

区分	研修名	受講者数(延べ人数)
町が実施する研修	新任職員実務・施設視察研修	18人
	事務研修（7回）	4人
	越中とやまふるさとチャレンジ	6人
	民間業務体験研修（ごみ収集体験）	4人
	通信教育研修	8人
	接遇研修	51人
	朝日町観光資源学習	12人
	小計	103人
縣市町村職員研修機構	新任職員研修（前期）	4人
	新任職員研修（後期）	4人
	中堅職員基礎課程研修	6人
	中堅職員継続課程研修	4人
	新任係長研修	—人
	現任係長研修	4人
	課長代理研修	—人
	新任主幹研修	2人
	新任所属長研修	3人
	現任課長研修	1人
	交渉力向上研修	1人
	企画力向上研修	1人
	タイムマネジメント研修	2人
	クリティカルシンキング研修	1人
	マニュアル作成研修	1人
	議会答弁書作成研修	1人
	法制執務実務研修	2人
	女性キャリアデザイン研修	2人
	地域ブランド力向上研修	1人
	選挙管理事務の基本実務研修	1人
	説明力向上研修	5人
ハードクレーム研修	4人	
小計	50人	
市町村職員中央研修所等	新型コロナウイルス感染症拡大のため参加中止	
合計		153人

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生制度

名 称	事業概要・対象者	内 容	2年度実績等
定期健康診断	全職員	定期健康診断（全職員） 生活習慣病検診 （40歳以上全職員及び39歳以下希望者）	284名
福利厚生事業	冠婚葬祭等に係る給付	職員サークル活動助成（1団体） インフルエンザ予防接種助成	決算額
	及び文化レクリエーション等の福利厚生事業		81千円 81千円

職員の勤務能率の向上や健康管理などを目的として厚生事業を実施している。

### (2) 共済制度

<p>短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・けが・出産に対して必要な給付を行なうもの          長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行なうもの          福祉事業・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行なうもの</p>
---

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済法に基づき、組合員（職員）とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村共済組合が事業を実施している。